

## 通知書・徴収方法・税額に関する Q&A

### Q1 税額は給与から差し引かれているのに、納税通知書が届いたのはなぜですか？

A 次の理由に該当する場合は、納税通知書が届けられます。

- ① 令和8年4月1日現在65歳以上で、給与以外に公的年金に係る税額がある人は、公的年金等の税額は給与から差し引くこと（特別徴収）ができません。
- ② 申告時に、給与または公的年金以外（令和8年4月1日現在65歳未満の人は給与以外）に係る徴収方法で「自分で納付」を選択した場合、当該所得に係る税額は給与から差し引くこと（特別徴収）ができません。
- ③ 申告等により変更になった、過去の年度の税額は、給与から差し引くこと（特別徴収）ができません。

### Q2 税額を給与から差し引く（特別徴収）にはどうしたらいいですか？

A 再就職などにより、納付方法を納付書等（普通徴収）から給与からの差し引き（特別徴収）に変更したい場合は、勤務先に申し出てください。納期限を過ぎていないものに限り変更できます。

なお、退職などの理由により、給与からの差し引き（特別徴収）ができなくなった場合は、差し引き（特別徴収）できなかった分について、納付書等（普通徴収）で納めていただきます。

### Q3 現在は長野市に住んでいないのに、納税通知書が届いたのはなぜですか？

A 原則、市民税・県民税・森林環境税は賦課期日である、令和8年1月1日に住民登録されていた市区町村に納めていただくことになっています。令和8年1月2日以降に長野市から転出された（住民票を移した）場合、令和8年度の税額は長野市に納めていただくことになるため、現在お住まいの市区町村で課税されることはありません。

### Q4 税額がかかる所得はいくらからですか？ 扶養になっているのに税額がかかることはありますか？

A 個人ごとに前年の合計所得金額が下記の非課税限度額を超えると原則として課税されます。納税通知書の「合計所得金額」欄をご確認ください。

【均等割の非課税限度額】（扶養人数には同一生計配偶者・年少扶養親族も含まれます。）

扶養人数	0人	1人	2人	3人	4人
非課税限度額	415,000円	919,000円	1,234,000円	1,549,000円	1,864,000円

したがって、前年の合計所得金額が、扶養になれる限度額の580,000円以下である被扶養者であっても、扶養人数が0人で合計所得金額が415,000円を超えている場合は課税されます。

#### 公的年金からの特別徴収について

【地方税法第321条の7の2、長野市市税条例第38条の2】

公的年金を受給されている人の納税の際の負担軽減を図るため、平成21年度から公的年金等に係る税額について、公的年金が支給される際に差し引いて納める方法を施行しています。対象となる人は、令和8年4月1日現在65歳以上の老齢基礎年金などの公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る市民税・県民税の納税義務がある人です。

公的年金からの特別徴収が1年目の人は、公的年金等に係る税額のうち、半分の税額を普通徴収（納付書払いまたは口座振替）の第1期及び第2期で納めていただき、残りの半分は10月の公的年金からの特別徴収により徴収されます。

2年目以降の人は、前年度分の公的年金等に係る税額の6分の1を仮徴収（4月、6月、8月）、仮徴収した税額を差し引いた残りの税額を本徴収（10月、12月、翌年2月）により徴収されます。

#### 公的年金から特別徴収される税額

公的年金から特別徴収される税額は、公的年金等の所得から計算された税額です。公的年金以外の所得に対する税額がある場合、その税額については納付書または口座振替による納付（普通徴収）、もしくは給与からの差し引き（特別徴収）により納付していただきます。この場合、納める方法が2種類または3種類になることがありますが、それぞれの所得に対する税額分ですので、重複課税ではありません。

#### 年金特別徴収に関する Q&A

##### Q1 公的年金からの特別徴収を普通徴収に変更できますか？

A 公的年金からの特別徴収制度は地方税法で定められているため、納付方法を選択することはできません。

##### Q2 給与から特別徴収されている場合の徴収方法はどのようになりますか？

A 給与所得に係る税額は給与から、公的年金等に係る税額は年金から特別徴収されます。

##### Q3 年金支払者から届く年金振込通知書と市から届く納税通知書の税額が異なっているのはなぜですか？

A 「年金振込通知書」に記載されている年金から控除される額のうち、個人住民税は「予定額」です。市から届く納税通知書の納税額が「決定額」となります。税額決定・変更に伴い、納めすぎの税額が生じた場合は後日還付となります。なお、他の市税等に滞納があるときは滞納分に充当・委託納付することがあります。